

高齢化した被爆者の手帳交付の問題で質問

県議会生活福祉保健委員会で

日本共産党の辻つねお議員

12月3日、12日の県議会生活福祉保健委員会で日本共産党の辻つねお議員は、高齢化する被爆者の健康手帳の問題で質問しました。辻議員の質問と県の答弁は要旨次の通りです。

被爆者手帳の交付事務を迅速に

県「早期処理につとめたい」

辻議員 被爆者健康手帳の事務処理の現状と迅速化、3号被爆者（死体処理や救護に従事した人など）の手帳交付についてお聞きしたい。被爆者手帳の交付は、申請数に対して14年度は59・6%で13年度の68・3%に比べ約10%減っており、申請者は審査が厳しくなっていると言っている。

原爆被爆者援護室長 健康手帳は毎年300件を超える申請がある。被爆後58年が経過して記憶が薄れたり、証人が死亡や病気で証言できないなどで、手帳交付に8〜10か月かかっている。交付率は平成12年度が74・2%、13年度が68・4%、14年度が59・

6%。低下しているのは証言の内容がとれないことが原因で、特に審査を厳しくしていることはない。

辻議員 被爆者の相談者や被爆者は「審査が厳しい」という実感だ。1年以上という審査期間の短縮を求めている。被爆して58年、被爆者にとって一日一日が大切なのに、1年も2年も待たされる状態は、急いで解消する必要がある。

原爆被爆者援護室長 短期間で処理できるよう効率的、効果的な審査に努めている。申請者が高齢化している現実を踏まえて早期処理に努めたい。

3号被爆者（被爆者の介護や救護に従事）の「10名以上」の基準の見直しを

原爆被爆者援護室長 被爆者健康手帳の交付要件は「原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律」の第1条で、①広島市内での直接被爆、②14日以内に所定の区域に入所、③第3号として「原爆の放射線を受けるような事情が特にあった者」と定めている。3号被爆者は、法の内容が抽象的な表現なので昭和43年に国、県、広島市が協議して、原爆投下時に広島市の沿岸と金輪島、箕島と結んだ海上での被爆、10名以上を常時介護した者と具体的な基準を定めた。この基準の見直しは、国の意見を聞く必要があると考えている。

辻議員 10名以上の基準は、申請者や証人の記憶が薄れ、手帳交付の障害になっている。国の基準は、私の調べでは、昭和43年当時に広島県、長崎県と両市が協議して、国の指導も得て3号被爆者の定義をしたと聞いている。これは、県の裁量の範囲内で定義そのものを見直すことができると思うがどうか。

原爆被爆者援護室長 法令の解釈にわたる事項であり、県単独で基準を定めることはできないと理解している。

辻議員 日本共産党の林紀子参議院議員が9月10日に厚生労働省健康局に聞いたところ、総務課長付きの岡山さんが、被爆者手帳の交付は都道府県知事の事務だから現地に任せていると答えた。「現地の裁量で変更は可能か」と質問したら、国はとやかく言えないという回答だった。つまり、変更しようと思えば変更できるという回答だ。

原爆被爆者援護室長 国が「できる」と解釈している関係上、それに従わざるを得ないが、現行基準は適正と考えている。

辻議員 10人以上という基準の問題だが、3号被爆者の定義は「前2号に掲げる者のほか、原子爆弾が投下された際又はその後において、身体に原子爆弾の放射能の影響を受けるような事情の下にある

者」というだけだ。10名という基準は事務処理上の内部基準、つまり目安と見ていいものではないか。

原爆被爆者援護室長 あくまでも認定基準として運用しており、引き続き運用していきたいと考えている。

辻議員 それでは、適正な基準だという科学的根拠を示してほしい。
原爆被爆者援護室長 制定の経緯、長年広島、長崎両県市をはじめ全国的に運用してきたことから、この基準は適正と考えている。

辻議員 適正というのはあなたの方の案で、被爆者手帳交付の段階で10人という基準で却下されることが多い。だから、今日の到達から見て見直すことが必要だと私は言っている。

原爆被爆者援護室長 見直しするとして専門家の意見を聞いた場合、現行より厳しくすべきということも考えられる。現段階では10名を見直しせずいきたい。見直しが必要な段階ではないと判断している。

辻議員 そういう判断なら逆もある。法の運用基準どおり、あいまいな多数という文言はあるが、法が定める状況が判断できれば、被爆者手帳を交付するというところで対応すべきだ。現実には10名以上に引っかけた制限を加えている。もっと総合的に判断して見直すべきだと思う。1人が10日も1日10人も同じだ。被爆された方を10日間以上介護したという方と、1日だけ10人以上の所に行つたという方は、同じようなものだ。そういう見直しをすることと合わせて、全体的な評価をして被爆者の手帳交付事務を進めていく。10名以上は、一つの目安としてはあるかもしれないが、それだけに固執せず、全体を見て判断してもらいたい。

参議院選挙で
がんばります

仁比そうへい
日本共産党
比例代表候補

藤本さとし
日本共産党
選挙区候補

| |
|-----------------------------------------------------|
| 日本共産党 県議会ニュース |
| 2004年2月 No.6 |
| 日本共産党広島県議会議員 |
| Tel・fax 082(228)6577 ホームページ http://tsuneo.jp/ |

日本共産党県議会議員の見解を紹介します